

さらに、「子どもスキップ」では、「地域子ども懇談会」を開催し、学校・家庭・地域・行政が連携して、地域における子供たちの健全育成活動や見守り活動の拠点としている。そこでは、子供たちの「地域の先生」を募って放課後子供教室につなげたり、地域の安全情報を提供するなど、子供をめぐる環境を学校・家庭・地域で共有し、地域の人材を取り込む仕組みとしても活用している。

豊島区は、こうした活動を通して学校・家庭・地域・行政が一体となって、地域の子育てを応援している。



## (2) 中高生の放課後の居場所づくり（文部科学省，厚生労働省）

各地の子供に関係する団体や行政機関がばらばらにその地域の子供の実情を把握しており、情報の共有が進んでおらず、子供の居場所がどこで、何をしているのか広く知られないままとなっている。地域で子供に関する様々な活動を行っている民間団体や行政機関がそれぞれの立場を超え、協力していくことが必要である。

文部科学省は、子供・若者の居場所づくりに関する各種の取組を推進している（詳細については第2部第2章第1節2（3）「地域等での多様な活動」、第4章第1節3（1）「放課後子ども総合プランの推進」を参照）。

厚生労働省は、児童館の整備を推進している（児童館については第2部第2章2「多様な活動機会の提供」を参照）。

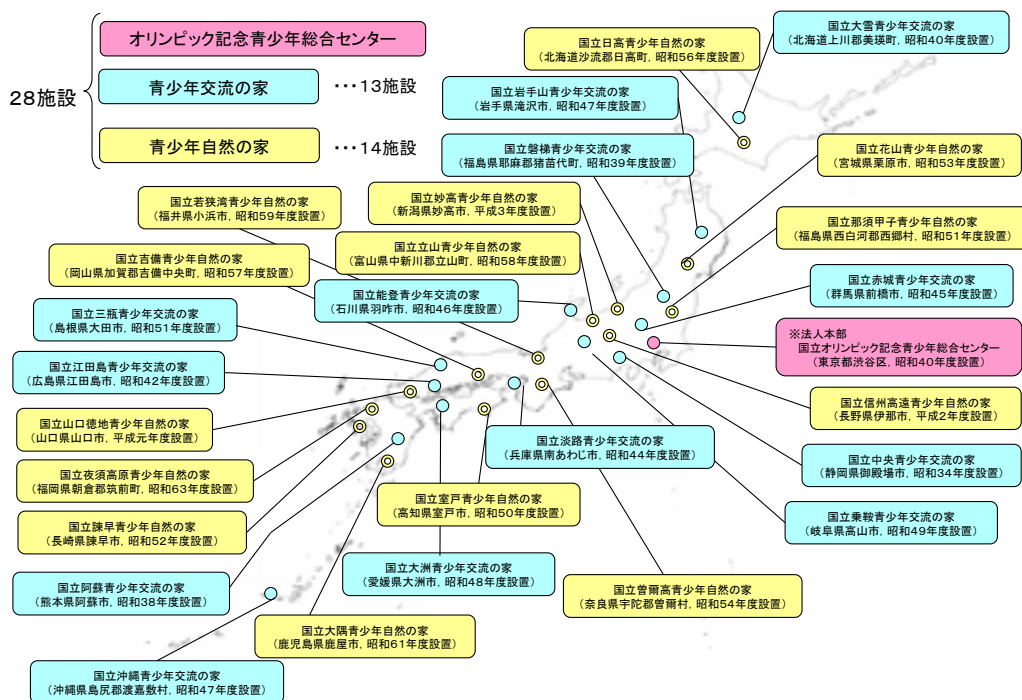
## (3) 体験・交流活動等の場づくり

### ア 青少年教育施設（文部科学省）

青少年教育施設は、体験活動を中心とする様々な教育プログラムの実施や、子供や若者が行う自主的な活動の支援により、青少年の健全な育成や青少年教育の振興を図ることを主たる目的として設置された施設である。

独立行政法人国立青少年教育振興機構は、**国立青少年教育施設**（全国28施設。第2-4-5図）を通じて、様々な体験活動などの機会を提供しており、平成26（2014）年度は約510万人に利用されている。被災地の子供の心身の健全育成とリフレッシュを図るため、自然体験活動などの機会を提供するリフレッシュキャンプも実施している。また、教育的研修支援や青少年教育に関する調査研究を実施し、それらの成果を全国の公立青少年教育施設や関係団体へ普及している。

第2-4-5図 国立青少年教育施設



(出典) 文部科学省資料

イ 都市公園（国土交通省）

都市公園は、都市における緑とオープンスペースを確保し、水と緑が豊かで美しい都市生活空間の形成や都市住民の様々な余暇活動の場の提供のため設置されており、スポーツやレクリエーション活動などを通じて、子供や若者を始めあらゆる世代が交流を図ることができる場である。

国土交通省は、幅広い年齢層の人々が自然との触れ合いやスポーツ・レクリエーション、文化芸術活動といった多様な活動を行う拠点となる都市公園の整備を推進している<sup>172</sup>。

ウ スポーツ活動の場（文部科学省）

スポーツは心身の健全な発達に重要な役割を果たすものである。体育・スポーツ施設<sup>173</sup>は、青少年を始めとする地域住民の日常スポーツ活動の場であり、近年のスポーツニーズの多様化・高度化に伴い、魅力的な施設づくりが望まれている。国民の日常生活における体力づくりやスポーツ活動の場や青少年の遊び場が不足している今日、地域住民の最も身近なスポーツ活動の場として、学校体育施設を地域住民に対し積極的に開放することも望まれている。

文部科学省は、国民の誰もがいつでも身近にスポーツに親しむことができる環境を整備するため、総合型地域スポーツクラブなどの地域におけるスポーツ環境の充実への支援を推進している<sup>174</sup>。

エ 自然公園（環境省）

自然公園は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養、教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的として指定されており、子供や若者を始め広く国民の自然とのふれあいや野外活動の場として重要な役割を果たしている

172 [http://www.mlit.go.jp/crd/park/shisaku/p\\_toshi/index.html](http://www.mlit.go.jp/crd/park/shisaku/p_toshi/index.html)

173 全国に体育・スポーツ施設は約22万か所あり、そのうち、学校体育・スポーツ施設が約61%、公共スポーツ施設が約24%、民間スポーツ施設が約8%、大学・高専体育施設が約4%、職場スポーツ施設が約3%となっている。これらのうち、地域住民の身近なスポーツ活動の場となる学校体育・スポーツ施設についてみると、最も設置数の多い施設は体育館で、約37,000か所となっており、次いで、多目的運動広場が約36,000か所、水泳プール（屋外）が約28,000か所、庭球場（屋外）が約1万か所となっている。

174 [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/a004.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/a004.htm)

第2部

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

る。平成26（2014）年度末現在、国立公園32か所<sup>175</sup>、国定公園56か所、都道府県立自然公園313か所が指定されている。平成24（2012）年における自然公園の利用者は、延べ約8億人に達している。

環境省は、自然とのふれあいを求める国民のニーズに対応するため、平成26（2014）年度は、31の国立公園においては直轄事業により、また、35都道府県の国定公園等整備事業に対しては交付金を交付し、歩道、園地、休憩所などの安全で快適な公園利用施設の整備を推進している。このほか、環境学習・保全調査や過去に損なわれた自然環境を再生するための自然再生事業、新宿御苑などの国民公園における施設整備を実施し、広く国民に供している。

#### オ 水辺空間の整備（文部科学省、国土交通省、環境省）

国土交通省、文部科学省、環境省は、地域の身近に存在する川などの水辺空間（「子どもの水辺」）における環境学習・自然体験活動を推進するため、「『子どもの水辺』再発見プロジェクト」を実施している。「子どもの水辺」は平成25年度末時点で、298か所が登録されている。市民団体や教育関係者、河川管理者が一体となって、「子どもの水辺サポートセンター」<sup>176</sup>による水辺での活動に必要な機材（ライフジャケットなど）の貸出しや学習プログラムの紹介といった環境学習・自然体験活動が行われている（第2-4-6図）。安全確保や親水空間確保のための水辺の整備が必要な場合には、「水辺の楽校プロジェクト」<sup>177</sup>により、水辺に近づきやすい河岸整備などを実施している。

第2-4-6図 子どもの水辺サポートセンター



（出典）子どもの水辺サポートセンターホームページ（[www.mizube-support-center.org/](http://www.mizube-support-center.org/)）

#### カ レクリエーションの森の整備（農林水産省）

林野庁は、国有林野を国民の保健・文化・教育的利用に積極的に供するため、自然休養林などの「レクリエーションの森」の活用を推進している<sup>178</sup>（第2-4-7図）。平成26（2014）年4月1日現在、全国1,080か所、39万ヘクタールをレクリエーションの森として設定しており、平成25（2013）年度には延べ1億3,000万人が利用している。

第2-4-7図 レクリエーションの森（自然観察教育林）



（出典）林野庁ホームページ（[http://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu\\_rinya/kokumin\\_mori/katuyo/reku/rekumori/rekumori.html](http://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kokumin_mori/katuyo/reku/rekumori/rekumori.html)）

#### キ 被災地における学び・交流の場づくり

文部科学省は、被災地においても学校・公民館などを活用して、被災した子供たちの放課後や週末などにおける安心安全な居場所づくりや学習・交流活動を支援しており、被災地の地域コミュニティの再生にも寄与している。

175 <http://www.env.go.jp/park/>

176 「『子どもの水辺』再発見プロジェクト」の推進・支援組織として公益財団法人河川財団内に設立されている。  
<http://www.mizube-support-center.org/>

177 <http://www.mlit.go.jp/river/kankyo/main/kankyogakkou/>

178 「レクリエーションの森」は、それぞれの森林の特徴や利用の目的に応じて、自然休養林、自然観察教育林、風景林、森林スポーツ林、野外スポーツ地域、風致探勝林の6種類に区分される。

[http://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu\\_rinya/kokumin\\_mori/katuyo/reku/rekumori/rekumori.html](http://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kokumin_mori/katuyo/reku/rekumori/rekumori.html)

(4) 図書館等の充実（文部科学省）

図書館は、子供が読書の楽しみを知ることのできる教育施設であり、子供の読書活動の推進に資する施設である。公民館は、子供の地域における多様な活動を支える施設であり、親子で参加する工作教室を始め子供を対象とした様々な教育活動が行われている。博物館は、豊富な学習資源と学芸員などの専門家を有しており、実験教室など子供を対象とした様々な教育活動が行われている。

文部科学省は、これらの施設が住民にとってより身近で利用しやすい施設となるよう、環境整備を推進している（図書館については、第2部第2章第1節2（2）「読書活動の推進」を参照）。

4 子供・若者が犯罪等の被害に遭いにくいまちづくり

(1) 子供・若者が犯罪等の被害に遭いにくいまちづくり

近年、幼い子供が被害者となる犯罪が多発し、子供を取り巻く環境は厳しいものとなっている。また、自然災害の際には、児童福祉施設や幼稚園などの災害時要援護者関連施設では、子供が自然災害から身を守るために安全な場所に避難するなどの一連の行動を取るのに支援を要する。

このため、子供が犯罪や災害などの被害に遭いにくい環境を創出するために次のような取組を行っている。

ア 通学路やその周辺における子供の安全の確保のための支援（警察庁）

警察は、通学路や通学時間帯を考慮したパトロール活動の強化に加え、子供が犯罪に遭った場合や、声掛けやつきまといにより犯罪に遭うおそれがある場合に助けを求めることができる「子ども110番の家」<sup>179</sup>（第2-4-8図）の活動に対する支援を行っている。

第2-4-8図 子ども110番の家



(出典) 警察庁「子ども110番の家」地域で守る子どもの安全対応マニュアル

179 「子ども110番の家」地域で守る子どもの安全対応マニュアル  
<http://www.npa.go.jp/safetylife/seianki62/pdf/kodomo110-1.pdf>

### イ 道路、公園等の公共施設や共同住宅における防犯施設の整備等の推進（警察庁、国土交通省）

警察庁は、「安全・安心まちづくり推進要綱」に基づき、防犯に配慮した公共施設などの整備・管理の一層の推進を図っている。

警察庁、国土交通省、経済産業省と建物部品関連の民間団体からなる「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」は、侵入までに5分以上の時間を要するなどの一定の防犯性能を有する「防犯建物部品」の開発とその普及に努めている。また、警察庁と国土交通省の協力の下、住宅・防犯設備関連団体が「防犯優良マンション標準認定基準」を作成し、周知を図るなど、防犯に配慮した共同住宅の整備を推進している。

国土交通省は、住宅性能表示制度において、開口部の侵入防止対策を「防犯に関すること」として性能表示事項とし、防犯に配慮した住宅の普及を進めている。

### ウ 児童福祉施設や幼稚園などにおける災害対応の推進

国土交通省は、児童福祉施設や幼稚園などの要配慮者利用施設が存在する土砂災害危険箇所などについて、砂防関係施設の整備を重点的に実施する。また、災害時に子供の円滑な警戒避難が行われるよう、地方公共団体と連携を図り、「土砂災害防止法」（平12法57）に基づき土砂災害警戒区域などの指定による危険な箇所を明示するとともに、市町村地域防災計画において施設の名称及び所在地、土砂災害に関する情報の伝達等に関する事項を定めるなど、ハード・ソフト一体となった対策を推進している。

## (2) 安心して外出や外遊びができる環境の整備

### ア ユニバーサルデザインの考え方を踏まえたバリアフリー施策の推進（警察庁、国土交通省）

国土交通省は、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえた「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平18法91。以下「バリアフリー法」という。）に基づき、施設など（旅客施設、車両等、道路、路外駐車場、都市公園、建築物など）の新設などの際の「移動等円滑化基準」への適合義務、既存の施設などに対する適合努力義務を定めるとともに、「移動等円滑化の促進に関する基本方針」において、平成32（2020）年度末までの整備目標を定めている。交通政策基本法（平25法92）に基づく交通政策基本計画（平成27年2月閣議決定）においても、バリアフリーをより一層身近なものにすることを目標の1つとして掲げており、これらを踏まえながらバリアフリー化のさらなる推進を図っている。また、市町村が作成する基本構想に基づき、重点整備地区において重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進しているとともに、バリアフリー化の促進に関する国民の理解を深め、協力を求める「心のバリアフリー」を推進するため、高齢者、障害者などの介助体験や疑似体験を行う「バリアフリー教室」などを開催しているほか、バリアフリー施策のスパイラルアップ（段階的・継続的な発展）を図っている。具体的なバリアフリー化における取組として、

- ・歩行空間については、多数の高齢者や障害者が通常徒歩で移動する駅、官公庁施設、病院などを結ぶ道路において、幅の広い歩道などの整備や歩道の段差・傾斜・勾配の改善、視覚障害者誘導用ブロックの設置などを推進している。
- ・水辺空間については、治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備により、良好な水辺空間の形成を推進している。
- ・都市公園については、子供から高齢者まで幅広く安全で快適に利用することができるよう、園路の段差解消や誰もが使いやすいトイレの整備などを行っている。
- ・窓口業務を行う官署が入居する官庁施設について、バリアフリー法に基づく建築物移動等円滑化誘導基準に規定された整備水準の確保などにより、妊婦、乳幼児連れの人を始め全ての人が、安全に、安心して、円滑かつ快適に利用できる施設を目指した整備を推進している。